

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

白河は、近世初頭に白河藩の政治経済の中心地として小峰城とその城下町が整備され、周辺の地域とともに今日まで発展してきた。その城下町には、歴史的街路や町並み、小峰城跡をはじめとする歴史的建造物が集積し、往時の面影を伝えている。

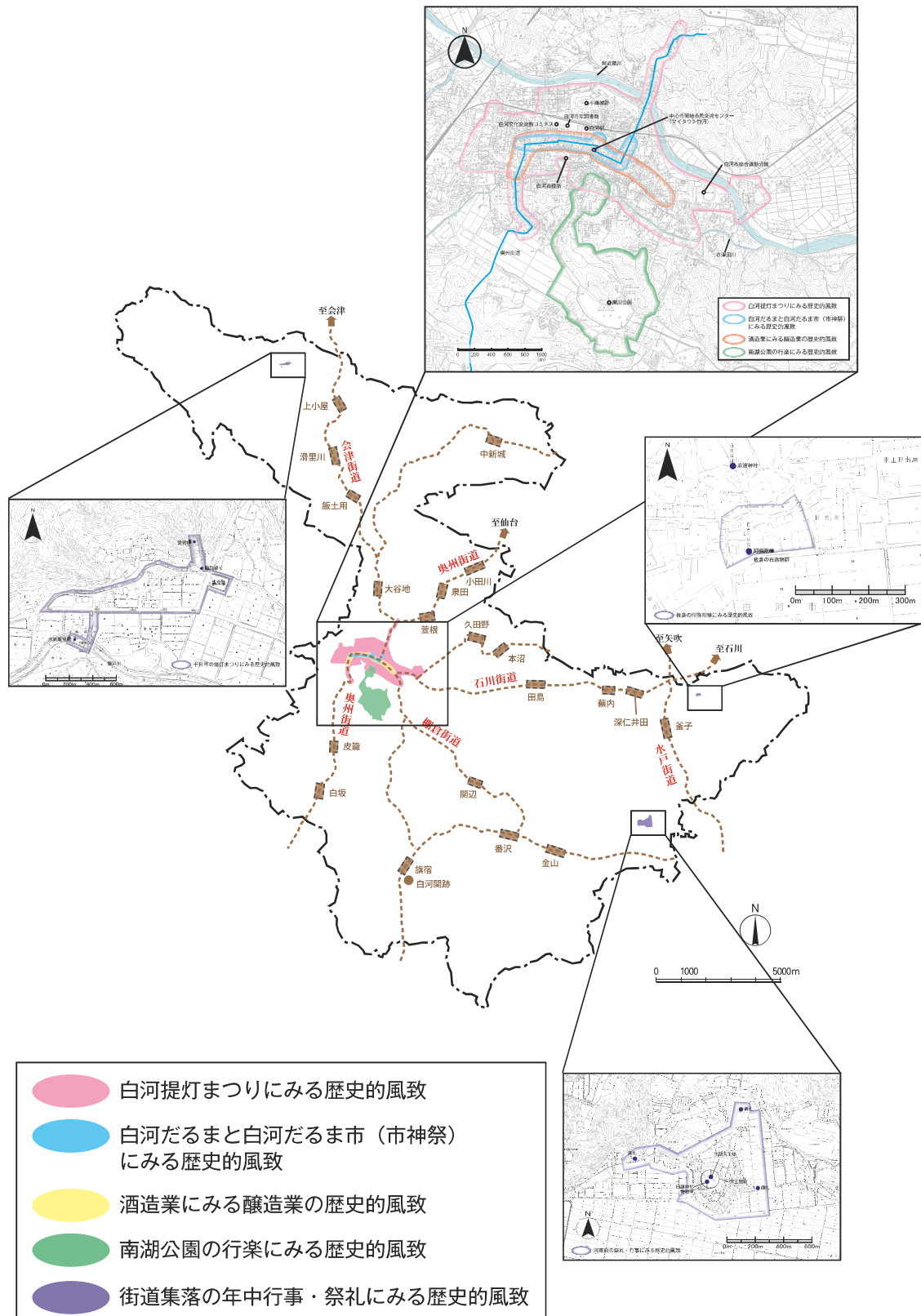
城下町では、約350年の伝統を持つ「白河提灯まつり」の神輿渡御と屋台・山車の練り歩きが隔年で行われており、運行ルート上に立ち並ぶ蔵等の歴史的建造物とそれらを背景に人々が行き交う様子は、往時の城下町の風景を偲ばせる。

城下町の中でも旧奥州街道沿いでは、江戸時代後期より白河だるまの製作が始まったとされており、現在も毎年2月11日には市神祭「白河だるま市」が、旧奥州街道沿いで行われている。江戸時代の城下町や、通りに残る伝統的な切妻・平入りの町屋建築や蔵造り等の歴史的な建造物で形成されるまちなみを背景に、威勢の良い売り手の声と白河だるま市に訪れた人々の賑わいが相まって、白河の良好な市街地を形成している。

また、城下町は武家・商人・職人が集住し、人や荷物が集散中継する地域産業の小都市でもあり、様々な産業が繁栄し賑わいをみせていた。その中でも、酒・味噌・醤油等の醸造業は、酒蔵などの歴史的建造物と白河の伝統産業を守り続ける人々の活動と相まって良好な歴史的風致を形成している。

白河藩主松平定信の「士民共楽」の理念のもと城下町より約2km南方に築造された南湖は、現在も南湖公園として市民をはじめ多くの人々が訪れる行楽地となっている。また、城下町から南湖公園へ向かう途次の友月山公園、小南湖も、南湖公園とともに市民の行楽の場となっている。これらを含め南湖公園は、築造当初と変わらず行楽を目的にした多くの人たちとそこに残る歴史的建造物が相まって、白河市の良好な歴史的風致を形成している。

白河は、奥州街道・会津街道・棚倉街道・石川街道・水戸街道など複数の街道が交差する場所であり、古くから交通の要衝として、城下町と近隣の村々とを結んでいた。そのため、城下町に伝わる年中行事や祭礼と街道により繋がれた周辺地域に伝わる年中行事や祭礼が互いに影響を受けながら、街道沿いの遺構や歴史的建造物とともに今日まで伝承されてきた。各街道沿いの伝統を受け継ぐ人々の活動と、往時の名残を留める歴史的建造物が相まって歴史的風致を形成している。



歴史的風致の分布図

(2) 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、かつ、それらに関連した人々の活動が行われており、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲である。

本市の祭礼・行事等の人々の活動は、市域全般にわたり繰り広げられている。その中でも、史跡^{こみねじょうあと}小峰城跡と史跡及び名勝^{なんてこうえん}南湖公園の周辺にある歴史的建造物とそれらに関連する人々の活動は、良好な市街地の形成に寄与しており、本市を代表する歴史的風致であるため、これらを中心に重点区域を設定する。さらに、この重点区域は、市全域の歴史的風致の維持向上にも波及していく上で効果的な範囲とする。

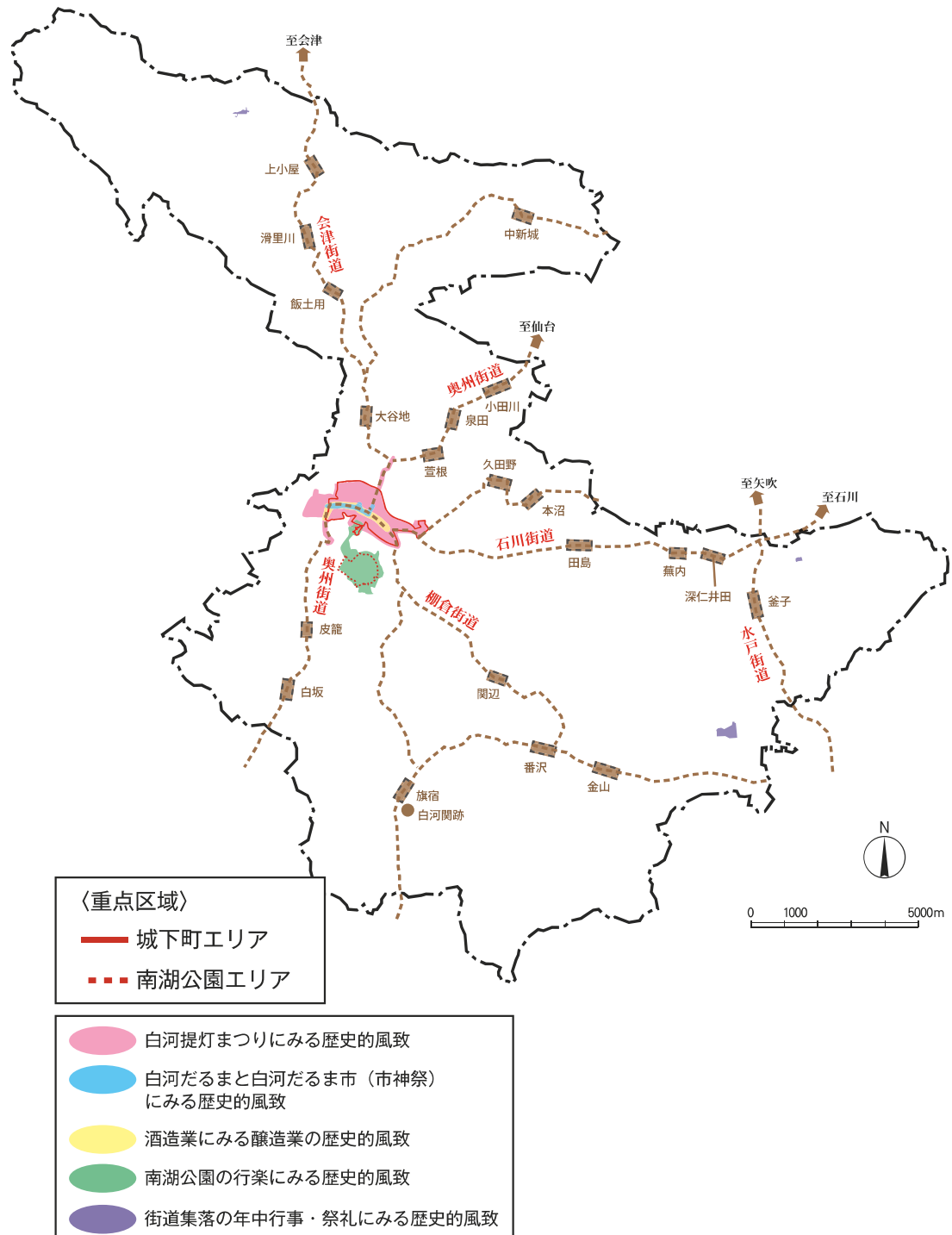
小峰城跡の周辺に広がる現在の中心市街地では、約350年の伝統を引き継ぐ「白河提灯まつり」、約400年の伝統を誇る「白河だるま市」、旧奥州街道沿いに重厚な店を構える伝統産業などの人々の営み・活動が繰り広げられている。加えて、約400年前に形成された江戸時代初期の城下町の都市構造がそのまま引き継がれており、現在でも旧奥州街道沿いに多くの歴史的建造物が集積していることから、史跡小峰城跡とその周辺を「城下町エリア」として重点区域に設定する。

また、中心市街地の南側に所在する史跡及び名勝南湖公園は、松平^{まつだいらさだのぶ}定信が南湖を築造した約220年前から現在まで、花見・舟遊び・散策・茶会等の行楽を目的とした様々な活動の舞台として多くの人たちで賑わい、周辺の歴史的建造物とともに良好な市街地を形成していることから、史跡及び名勝南湖公園とその周辺を「南湖公園エリア」として重点区域に設定する。

第1期計画においては、国指定の史跡である小峰城跡を取り巻く周辺環境を一体的に含めた広い範囲を重点区域に設定し、小峰城跡の石垣修復をはじめ、市指定の史跡白河藩大名家墓所^{しょうなんて}（小南湖）や旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷等のまちなか回遊拠点の整備を進めてきた。

第2期計画においては、第1期計画で整備した歴史的資源を活用する施策を重点的に展開するとともに、本市を代表する史跡である小峰城跡及び南湖公園を中心に良好な市街地の形成を図るため、第1期計画より範囲を絞って重点区域を設定する。

なお、重点区域は、本計画の推進において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を行う範囲に拡充等の変更が生じた場合には適宜見直すものとする。



重点区域の位置

（３）重点区域の区域

①城下町エリア（255.2ha）

城下町エリアの区域は、国指定の史跡小峰城跡^{こみねじょうあと}を中心として形成された城下町と、白河提灯まつりの神輿の総町渡御^{そうまちとぎよ}や提灯行列の運行ルート及び祭礼が執行される鹿嶋神社^{かしまじんじゃ}境内とその周辺で、歴史的建造物が集積しており、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している地域とする。

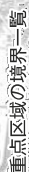
なお、重点区域の境界については、範囲を明確にするため、市道・主要地方道・河川等の地形地物を基準に設定した。

②南湖公園エリア（75.7ha）

南湖公園エリアの区域は、南湖公園一帯が「南湖県立自然公園」に指定されていることから、史跡名勝指定範囲とその周辺で歴史的建造物が集積しており、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している地域とする。

なお、重点区域の境界については、範囲を明確にするため、国道・市道等の地形地物、史跡名勝指定範囲、自然公園第2種特別地域範囲及び景観計画における南湖風致地区範囲を基準に設定した。

重点区域の境界一覧



2. 重点区域の歴史的風致の維持向上の効果

本市の中心市街地は、近世において白河藩の政治・経済の中心となる小峰城^{こみねじょう}の南側に位置し、商工業が集積された城下町として繁栄した。また、奥州街道白河宿として、五街道の宿駅機能を担っていた。近代以降も東北本線白河駅が設置されるなど、東北地方南部の主要都市として引き続き繁栄し、福島県南地域の中心地として様々な文化が継承されている。

このような歴史的背景をもとに設定した重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致が重層的に残されており、本市の顔となっている。このため、当該区域において重点的に歴史的風致を維持向上していくことは、その周辺で営まれている伝統的な活動の重要性を再認識することにつながる。さらに、当該区域の歴史的建造物は人々の活動と一体化した保存・活用が期待できる。市域全体の魅力向上にも繋がり、歴史と文化が息づく地域に住むことへの誇りや愛着心を高めることで、交流人口の拡大など地域経済の活性化にも寄与することができる。

また、当該重点区域での歴史的風致の維持向上の取り組みにより、市民の歴史・伝統文化に対する理解を一層深めることが期待できるとともに、波及効果として市域全体にみられる歴史的風致を活かしたまちづくりの取り組みを期待することができる。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画の活用

重点区域の「城下町エリア」及び「南湖公園エリア」は区域区分が定められていない都市計画区域内に位置している。

「城下町エリア」は、小峰城とその城下町の整備以来、白河藩の中心都市としての役割を担い、現在でも市の中心市街地として位置づけられているエリアとなっている。商工業の集積地であった天神町、中町、本町、横町、田町の通り五町には主に商業系の用途地域を、小峰城周辺については住居系の用途地域を指定し、土地利用に配慮している。

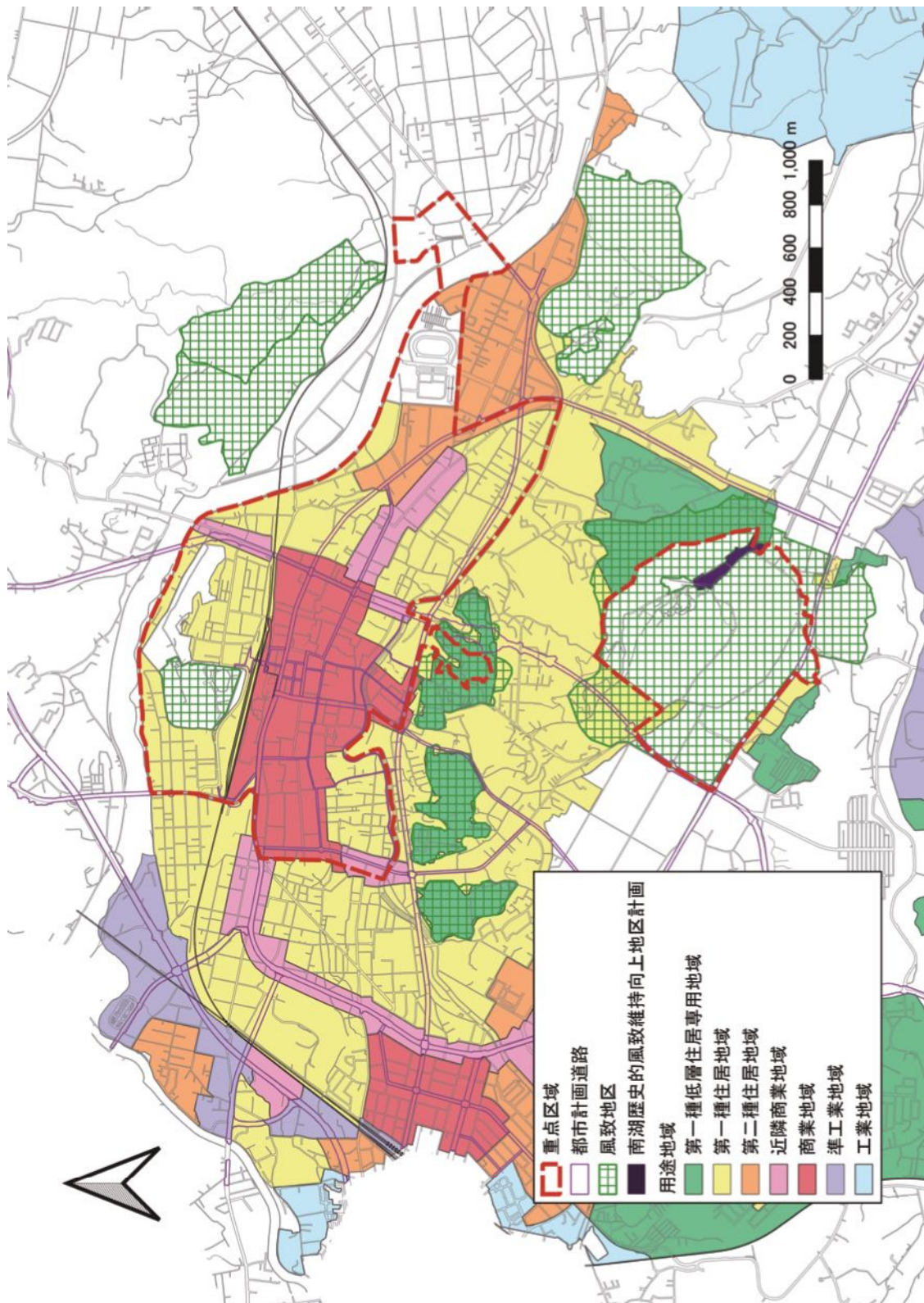
また、小峰城跡については、都市計画公園に指定し、公園として供用しながら保全・活用を図っている。

さらに、江戸時代と同様のカギ型が残る旧奥州街道が通っていることから、都市計画道路においても、カギ型や歴史的街並みに配慮した計画変更及び整備を進めている。

「南湖公園エリア」においては、その大部分に風致地区を指定することで、豊かな自然環境の保全に努めている。また、史跡区域を中心に、都市計画公園を指定し、保全・活用を図っている。

さらに、近代以降の茶店等が立地する南湖湖畔の区域には、全国にさがけ歴史的風致維持向上地区計画を導入し、行楽地としてのにぎわいを創出し、魅力ある区域の形成に努めている。

重点区域と都市計画総括図



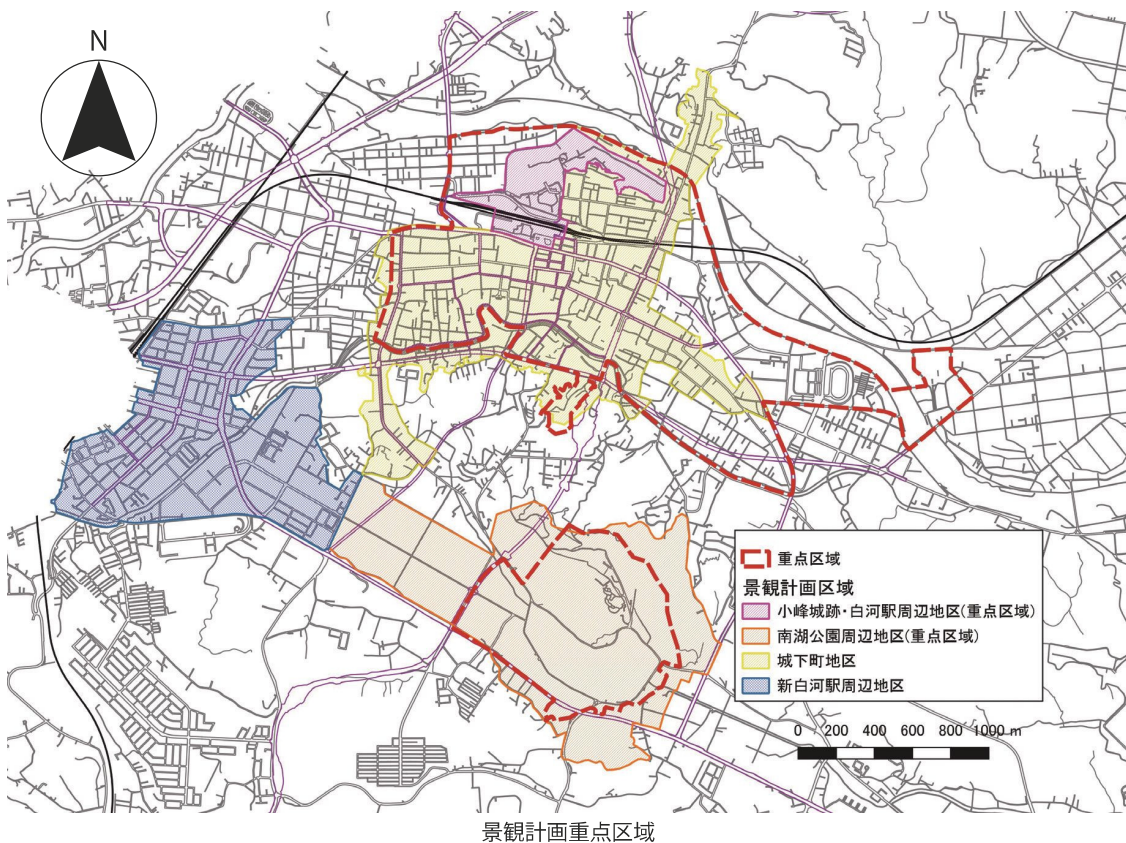
(2) 景観計画の活用

白河市は、平成21年（2009）4月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成23年（2011）4月から「白河市景観計画」を施行している。

景観計画では、小峰城跡・白河駅周辺地区と南湖公園周辺地区については、景観計画重点区域に指定し、建築物等の形態意匠や色彩・高さなどについて景観形成基準を設けており、将来的には都市計画法に基づく景観地区の指定を検討する。また、城下町地区については、景観計画推進区域に指定し、建築物等の高さ等の景観形成基準を設け、景観協定の導入等、住民との協働によるルールづくりを積極的に進めることを目指す地区としている。これまでに5地区で景観まちづくり協定が締結され、白河市の認定を受けている。

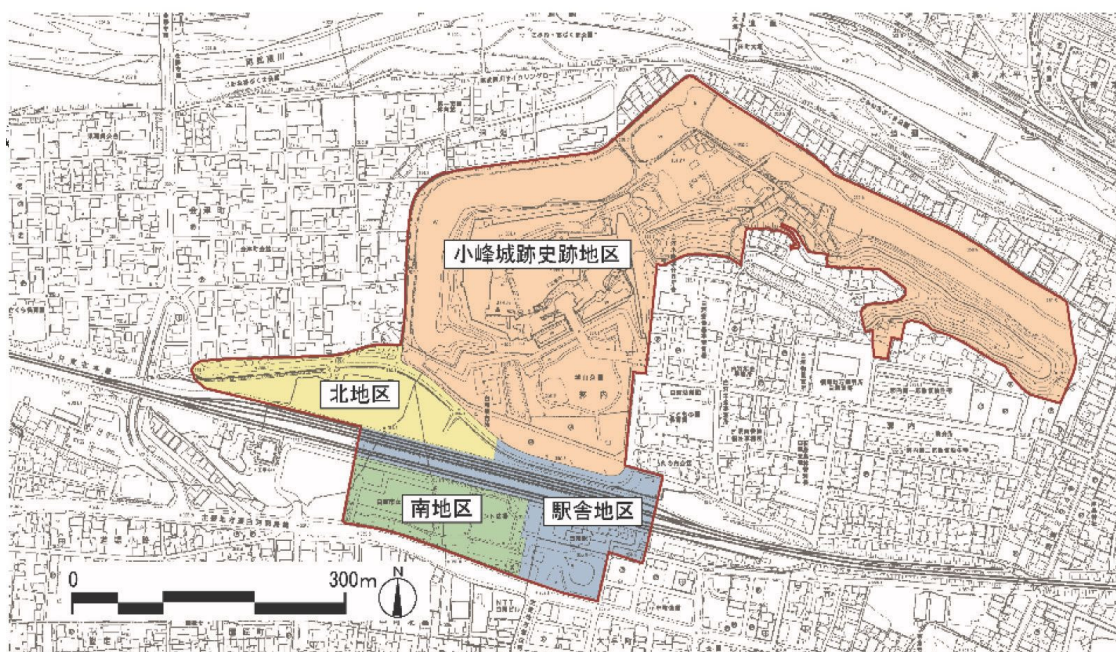
さらに、平成25年（2013）3月の計画の一部変更により、城下町地区の中でも、旧奥州街道等、白河市の歴史経緯を象徴する街道沿いの一部区域を重点推進区域に指定し、「白河市景観形成ガイドライン」（平成24年（2012）3月策定・令和4年（2022）3月一部改定）に基づく建築物等に対する景観補助等に取り組むなど、重点的に景観形成を推進する方針である。

平成26年（2014）12月の計画の一部変更により、小峰城・白河駅周辺地区重点区域を拡大し、また、重点区域及び城下町地区重点推進区域を除く景観計画区域の建築物において、良好な景観形成に支障のない程度に限り、アクセントカラーの色彩基準を適用すること



ととしている。平成28年（2016）6月の計画の一部変更では、「白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例」が施行されたことに伴い指定された区域を追加した。

小峰城跡・白河駅周辺地区は、景観計画重点区域に指定している。この地区は、全域が重点区域「城下町エリア」に含まれている。この重点区域については、建築物等の高さはそれぞれのゾーンの中で小峰城三重櫓への眺望を確保するため、北地区、駅舎地区ともに駅プラットフォームの屋根を超えないこととし、南地区については図書館の高さを超えないものとする景観形成基準を設けている。形態意匠や色彩については城跡風致に調和することの基準を設けている。



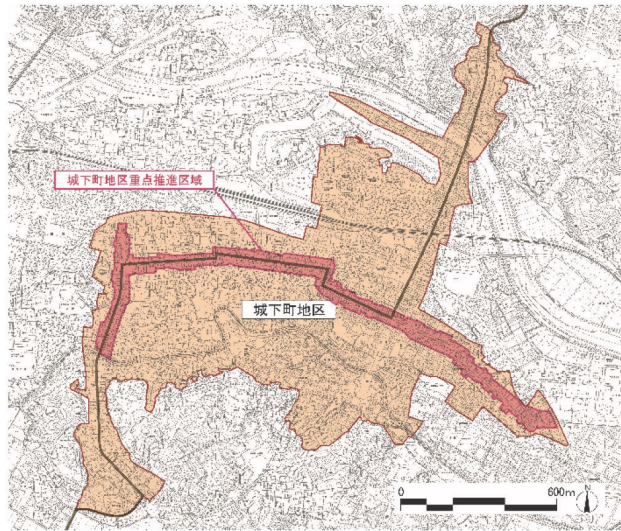
景観計画重点区域 小峰城跡・白河駅周辺地区エリア図

※全域が歴史的風致維持向上計画重点区域「城下町エリア」に含まれている。

城下町地区は景観計画推進区域に指定している。この地区の大部分が、歴史的風致維持向上計画計画重点区域「城下町エリア」に含まれている。建築物の高さは、主要な視点場こみねじょうさんじゅうやぐらから小峰城三重櫓への眺望景観を保全するため15mの高さを超えないものとする景観形成基準を設けている。このほか、建築物の形態意匠の基準として城下町らしい連続する美を追求するため、勾配屋根とすることや統一感のある形態意匠とすること、色彩はR・Y系についてマンセル表色系の彩度を4以下とするなどの基準を設けている。

城下町地区の中でも、歴史的風致形成建造物等の歴史的景観資源が豊富に存在する旧奥州街道等の一部区間を「重点推進区域」に指定し、今後、重点的に景観形成を推進する方針である。

南湖公園周辺地区は、景観計画重点区域に指定している。この地区は、南湖上流地区を



景観計画推進区域 城下町地区エリア図

※大部分が歴史的風致維持向上計画重点区域「城下町エリア」に含まれている。

除いた区域が歴史的風致維持向上計画重点区域「南湖公園エリア」に含まれている。建築物等の高さの制限については、眺望景観の視点場となる千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため、南湖風致地区は8m、南湖上流地区は10mの基準を設けている。色彩については、マンセル表色系におけるR・Y R・Y系の色相については彩度3以下などの景観形成基準を設け、南湖公園周辺の歴史的風致との調和を目指している。



景観計画重点区域 南湖公園周辺地区エリア図

※南湖上流地区を除いた区域が歴史的風致維持向上計画重点区域「南湖公園エリア」に含まれている。

（３）屋外広告物について

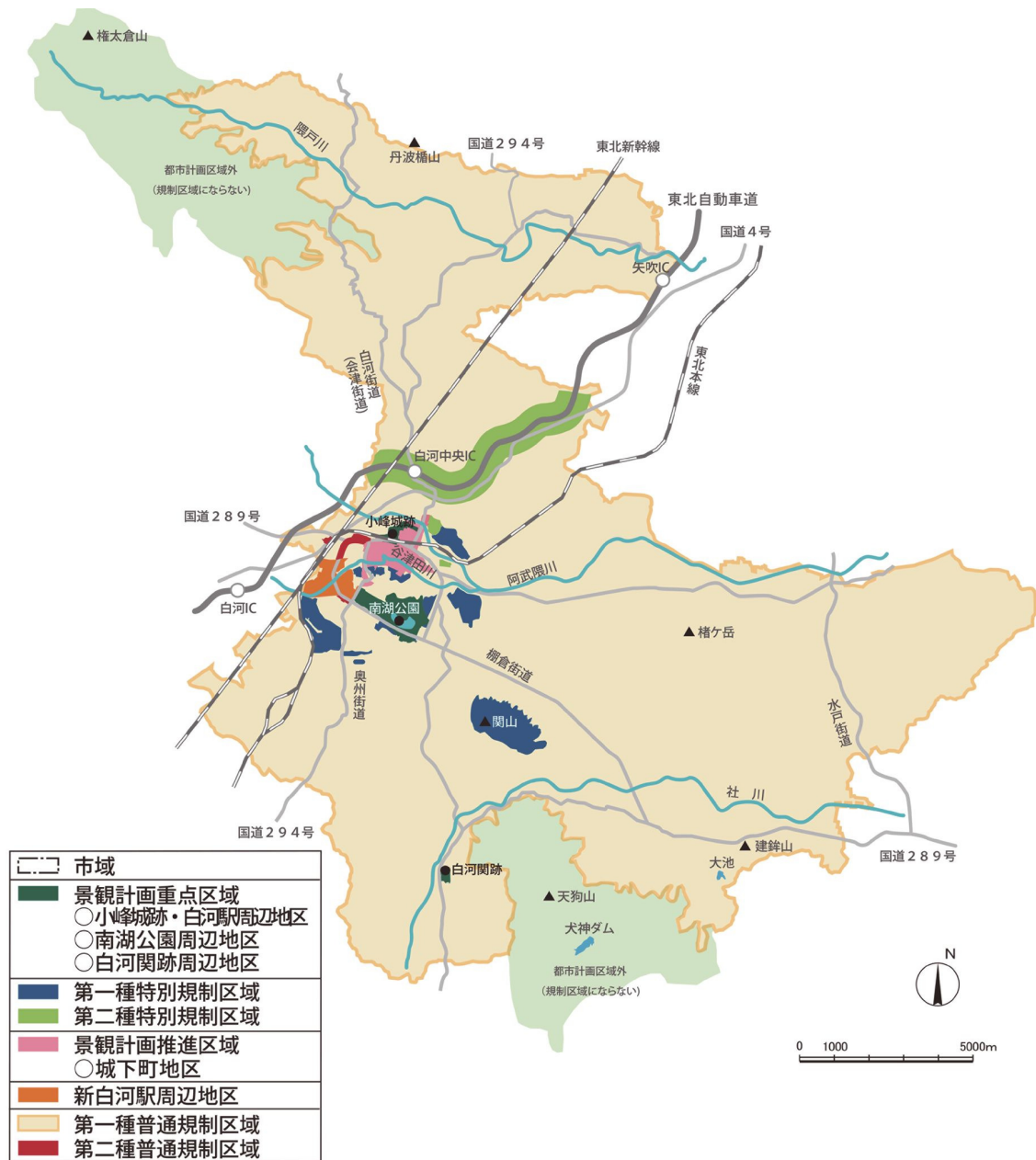
屋外広告物については、屋外広告物法及び福島県屋外広告物条例に基づき無秩序な表示や設置を防ぐ美観・風致の維持、良好な景観形成への寄与等のため規制を行ってきたが、より白河市の実情に即した屋外広告物の規制・誘導を図るため、平成25年（2013）4月より、独自の屋外広告物条例の制定に向けた取り組みを進め、平成28年（2016）4月1日から「白河市屋外広告物等に関する条例」を施行した。

条例では、景観計画との整合性を図るため、計画に位置づけている景観計画重点区域等（重点区域、推進区域（城下町地区）、南湖から那須連峰への眺望に影響のある新白河駅周辺地区）において、屋外広告物の面積、高さ、色彩等に市独自の許可基準を設け、屋外広告物の規制・誘導を図っている。なお、屋外広告物については、都市計画区域内を範囲としているため、歴史的風致維持向上計画重点区域「城下町エリア」の一部と「南湖公園エリア」の全域が対象となっている。

また、条例で定めている規準等だけでは、周囲の景観と調和する、より適切な種類、規模、色彩等を判断することは難しいこともある。そのため、屋外広告物を表示・掲出する広告主や広告事業者の方々に向けて、屋外広告物の役割や、質の高いデザインとするためのポイント、優良事例を紹介することで、魅力ある屋外広告物の検討・作成・設置を促し、良好な景観形成を図ることを目的として、平成29年（2017）4月に屋外広告物ガイドラインを作成した。条例で許可が必要な広告物のみならず、許可が必要ない規模の小さな広告物や、公共団体が設置する広告物等も対象とし、よりよい景観形成を目指している。

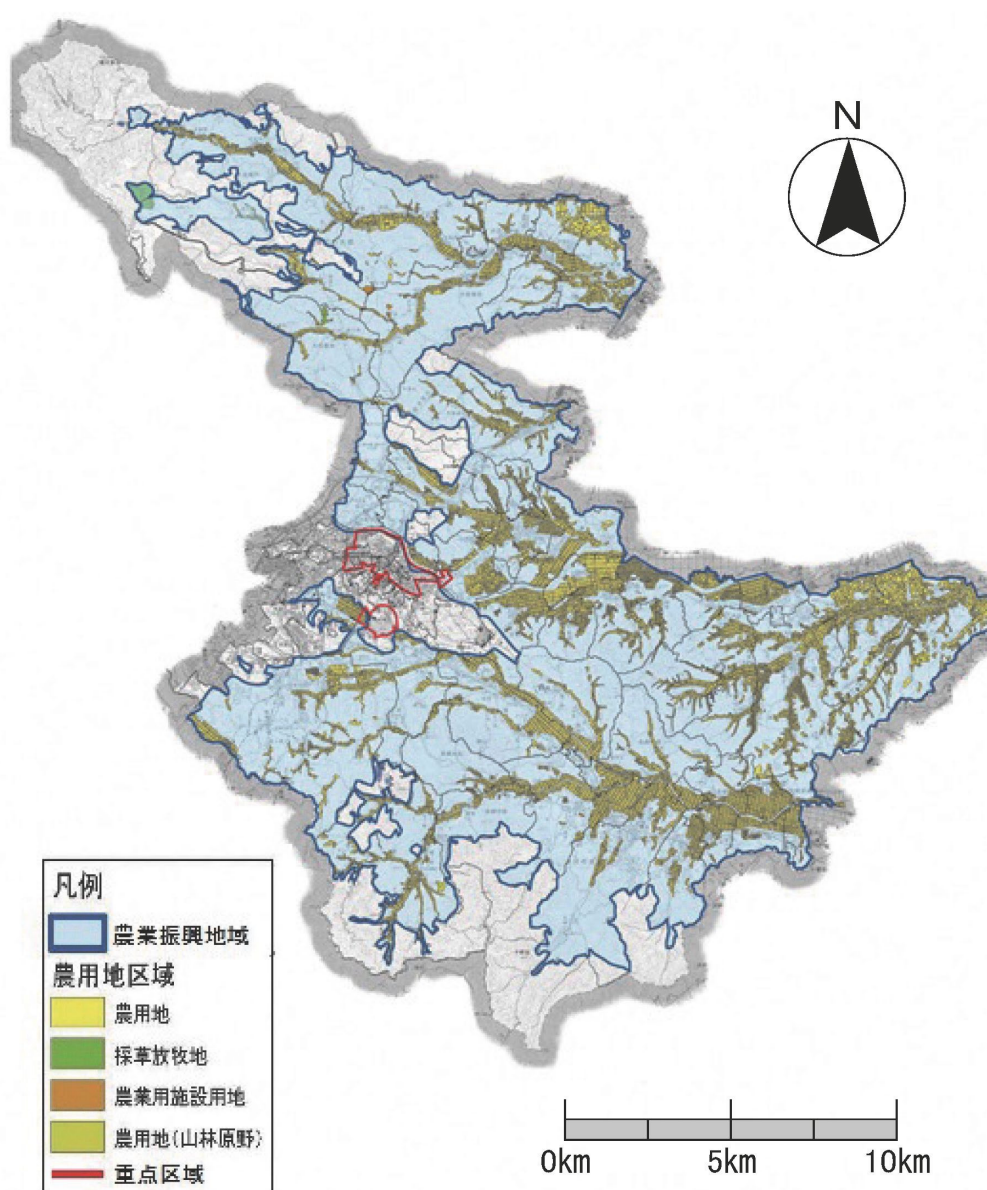
第4章

景観計画重点区域等の位置と屋外広告物の許可地域区分



(4) 農業振興地域整備計画

本市では、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っている。農業振興地域は、市域全体に広く分布している。重点区域のうち、城下町エリア東部と南湖公園エリア西部の一部が農用地となっており、本市農業の発展を図るため、自然環境の保全や防災対策に十分配慮しながら農業以外の土地利用との秩序ある調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、その効率的利用に努める。特に、南湖公園エリア西部の一部は、都市化が進展し開発圧力が高い地域であるが、ほ場整備が完了している地区でもあることから、農地として保全し、無秩序な転用を抑制することにより、当該農地を良好な状態で保全・確保し、有効利用を図っていく。



土地利用計画図

(5) 白河市文化財保存活用地域計画

同計画では、文化財を地域の歴史文化と一体のものと捉え、保存・活用するための枠組みとして、「文化財保存活用区域」を設定している。文化財そのものを保存だけでなく周辺環境も構成要素とし、一体的な保存・活用を図ることで、区域内の歴史や集落の営み、自然環境などを活かしたより魅力的な地域づくりに資することを目的とする。

同計画では、以下の4つの区域を「文化財保存活用区域」に設定している。

- 1 白河文化財保存活用区域
- 2 表郷文化財保存活用区域
- 3 大信文化財保存活用区域
- 4 東文化財保存活用区域

上記1（白河地域）については、その範囲内に重点区域を包括する。

